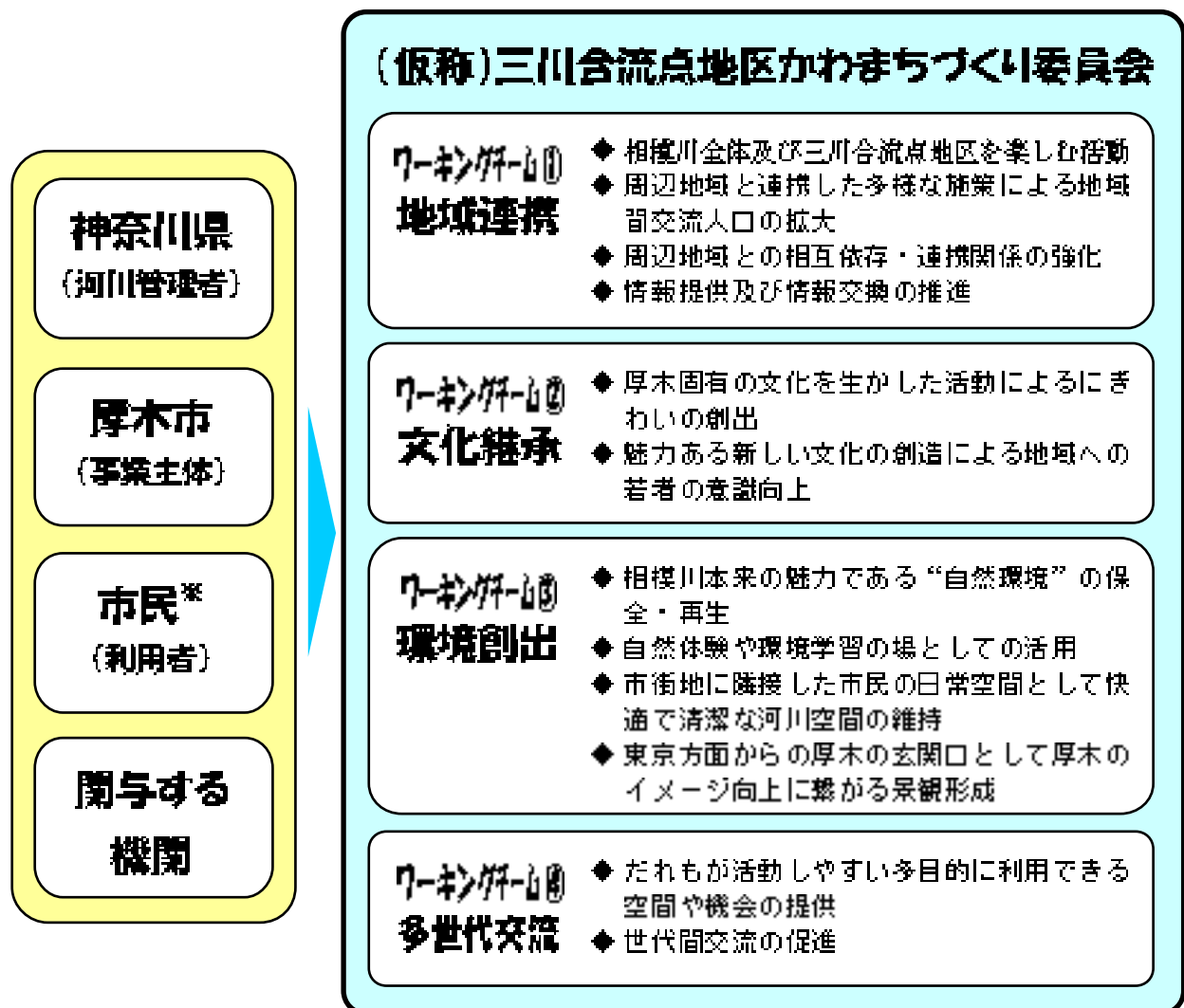


## 第4章 管理運営計画

### 1 市民と行政等の連携

- ・ 本計画は、「地域連携」、「文化継承」、「環境創出」、「多世代交流」を利用促進計画の柱としており、その実現に向けて、河川管理者である神奈川県、事業主体である厚木市、利用者である市民の三者が相互に連携していくことが必要不可欠となります。
- ・ このため、関与する機関を含めて『(仮称)三川合流点地区かわまちづくり委員会』を立ち上げ、施策の実現化に向けた取組を進めていきます。
- ・ また、4本の柱ごとの役割分担を59頁に整理します。

『(仮称)三川合流点地区かわまちづくり委員会』



※) 関連自治会、市民団体等。

## 計画実現に向けた神奈川県・厚木市・市民の役割分担

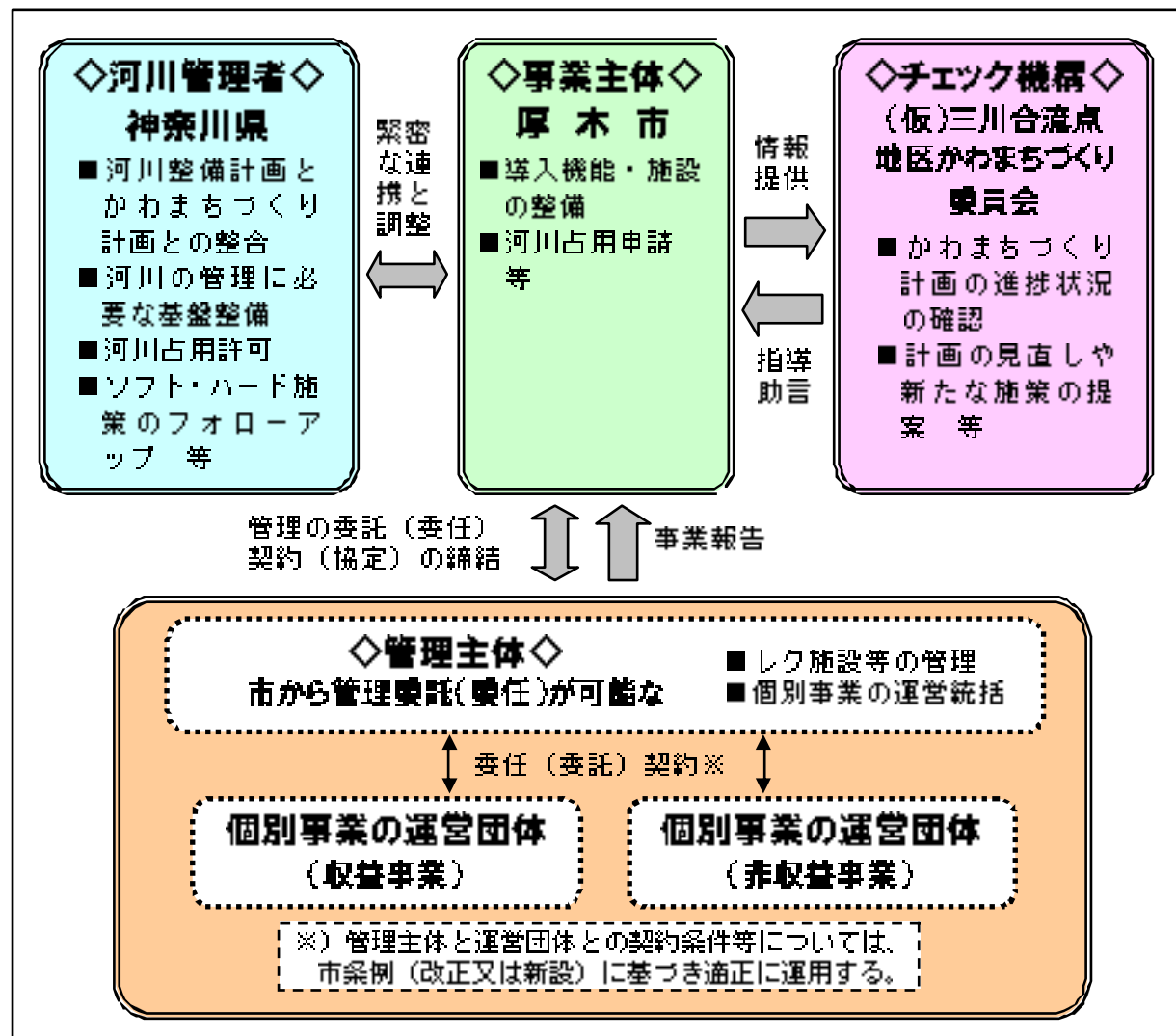
	柱の内容	神奈川県	厚木市	市民	関与する機関
地域連携	◆ 相模川全体及び三川合流地点を楽しむ活動 ◆ 周辺地域と連携した多様な施策による地域間交流人口の拡大	・ 散策路の整備等 ・ 低水護岸等の河川基盤施設の整備	・ 活動団体の活動拠点の整備 ・ 拠点のネットワークの推進 ・ 市民のプログラム検討への支援 ・ サイン等の整備	・ 活動内容の検討と運営への参画	・ 観光協会等の民間情報提供機関
	◆ 周辺地域との相互依存・連携関係の強化 ◆ 情報提供及び情報交換の推進	・ 県道の整備(安全な歩行空間確保)	・ 東町地区での空き店舗有効活用のための支援(空き店舗借上げ) ・ 地域通貨制度導入の検討 ・ 市道の整備(安全な歩行空間確保)	・ 市民ネットワークを活用した空き店舗運営の人材確保と運営 ・ 協賛企業・協賛団体等への参加	・ 漁業協同組合 ・ 食肉商業組合 ・ 農協 ・ 商店会等
文化継承	◆ 厚木固有の文化を生かした活動によるにぎわいの創出	・ 桟橋や係留桟橋を設置するための親水護岸の整備	・ 管理施設の整備 ・ 屋形船の借り上げと出店希望者への貸し出し ・ 屋形船再生支援 ・ 空間プロデュースの支援 ・ 船頭育成支援	・ 活動内容の検討と運営への参画(観光船、打網の活用方策等を含む)	・ 漁業協同組合 ・ 食肉商業組合 ・ 農協 ・ 商店会 ・ 支援企業(市内大学含む)等
	◆ 魅力ある新しい文化の創造による地域への若者の意識向上	(同上)	(同上) ・ 管理施設・活動スペースの仮設(コンテナやトラック)	(同上) ・ オープンカフェ等の運営 ・ 各種イベントの企画・実施	(同上)
環境創出	◆ 相模川本来の魅力である“自然環境”の保全・再生 ◆ 自然体験や環境学習の場としての活用	・ ワンド等の河川整備 ・ 散策路の整備	・ 沢飛び石の整備 ・ 観察舎や解説板等の整備 ・ 活動拠点の整備・確保	・ 自然体験や環境学習の内容の検討と運営への参画	・ 動植物専門家の団体 ・ 地元や広域で組織する環境保全の団体等
	◆ 市街地に隣接した市民の日常空間として快適で清潔な河川空間の維持	・ 各種クリーンアップ活動の企画・主催	・ 各種クリーンアップ活動の企画・主催 ・ 駐車場利用料(仮)環境維持負担金)による財源確保とその活用	・ 各種クリーンアップ活動の企画と運営への参画	(同上)
	◆ 東京方面からの厚木の玄関口として厚木のイメージ向上に繋がる景観形成	・ バラ園対象地の整地 ・ 護岸上部へのプランターの設置 ・ 散策路の整備等	・ 植生基盤の整備 ・ 散策路の整備 ・ バラの管理資材の提供	・ バラ園やプランターの維持管理 ・ 花壇づくり	・ 相模川景観づくり推進会 ・ 地元自治会 ・ 支援企業(生産者、市内大学含む)等
多世代交流	◆ だれもが活動しやすい多目的に利用できる空間や機会の提供 ◆ 世代間交流の促進	・ 敷散策路の整備等 ・ 県道の整備(安全な歩行空間の確保)	・ 高齢者、身体障がい者、子育て者等に配慮した通路や施設の整備 ・ 庁内関係部課との連携	・ “なんでも市”の企画と運営への参画 ・ 育児支援及び移動支援への参画	・ 地元自治会 ・ 支援企業、団体等

## 2 管理運営体制

### (1) 管理運営体制の基本的な枠組み

- ・ 本市が事業主体となり、河川整備に係る基本的な内容を河川管理者の県と連携・調整しながら、市は管理委託（委任）が可能な団体に管理を委託（委任）します。
- ・ 『(仮称)三川合流点地区かわまちづくり委員会』は、計画の進捗状況を確認し、計画の見直しや新たな施策の提案を行い、計画全体をスパイラルアップしていく役割を担います。

管理運営体制の基本的な枠組み



#### 【収益事業、非収益事業を担う市民の役割】

- 各種の活動内容の検討と運営への参画（地域連携、文化継承等）
- オープンカフェ等の運営
- “なんでも市”等各種イベントの企画・実施
- 市民ネットワークを活用した空き店舗運営の人材確保と運営
- 協賛企業・協賛団体等への参加
- 自然体験や環境学習の内容の検討と運営への参画
- 修景施設（バラ園、プランター）への植栽及び維持管理、花壇づくり
- 育児支援及び移動支援

## (2) 管理運営体制の比較検討

- ・従来の「管理委託制度」では地方公共団体が公の施設の管理を行わせるのは「普通地方公共団体の出資法人・公共団体・公共的団体のみ」でしたが、平成15年9月に地方自治法が改正され、「民間事業者、NPOその他の団体」に行わせることができる「指定管理者制度」に変更されました。
- ・これを受け本市では、平成18年4月より「指定管理者制度」を導入しています。

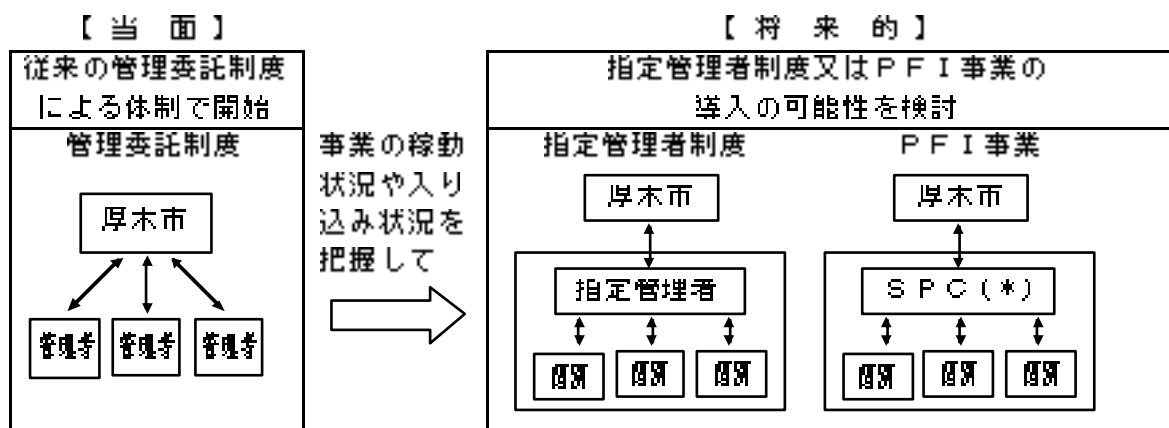
## 管理委託制度と指定管理者制度

項目	管理委託制度	指定管理者制度
管理受託者（指定管理者）になることができる団体	普通地方公共団体の出資法人・公共団体・公共的団体のみ	民間事業者、NPOその他の団体等も可能
公の施設の使用許可等	できない（普通地方公共団体が行う）	使用許可、入場制限、退去命令ができる
利用料金制度（*1）	条例で定めることにより導入できる	司左

\*1) 利用料金制度：公の施設を使用する際に市民が支払う料金を、地方公共団体ではなく、管理受託者（指定管理者）の収入とすることができる制度。

- ・民間のノウハウを活用するPFI事業（\*2）は、「施設配置計画～施設の建設・設置～管理運営」、「施設の建設・設置～管理運営」、「管理運営のみ」という段階で導入できます。
- ・\*2) Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の一つです。
- ・指定管理者制度やPFI事業の導入を検討するには、入り込み客数等が把握され、事業収支を試算することができる状況にあることが前提となります。
- ・このため、“当面は管理委託制度によって事業の稼働状況を把握し”、“入り込み状況を見ながら”指定管理者制度又はPFI事業の導入の可能性を検討する”といった進め方が適切と考えられます。

## 管理運営体制づくりの考え方



\* ) S P C : 特別目的会社 (Special Purpose Company の略)。

### 3 安全対策

- ・本計画は、相模川、中津川及び小鮎川の河川敷を対象としているため、多量の降雨やダム放流における増水時の安全対策が重要となります。

#### (1) ダム放流時の水位上昇

##### 【相模川（城山ダム）】

- ・相模大橋付近では、第1警戒体制から第2警戒体制となる放流量（毎秒100立方メートル）の場合は40cm程度、第2警戒体制から第3警戒体制となる放流量（毎秒1,500立方メートル）の場合は3.4m程度、水位が上昇します。

##### 【中津川（宮ヶ瀬ダム）】

- ・宮ヶ瀬ダムでは、毎秒100立方メートルの水量を限度として予備放流と洪水調節をしており、中津川の河川環境改善のため、毎秒100立方メートル程度のフラッシュ放流（※）を平成14年から実施しています。
- ・毎秒100立方メートルの放流によって、下流部では60～100cm水位が上昇します。

※）近年、中津川では「洪水頻度・河川攪乱<sup>くわらん</sup>の減少」、「シルト（砂より細かい粒子）の堆積」、「藻類の活性低下」、「河川環境、景観の悪化（アオミドロ、カワシオグサ等大型藻類の繁茂）」が見られ、地元関係者からの要望を受けて、平成14年から「鮎の放流時期（3月下旬）の1ヶ月前」と「中津川の流量が少なくなる時期（10月中旬）」にフラッシュ放流を実施している。

#### (2) 安全対策

- ・ダム放流時にダム管理者が実施する安全対策は、『①放流警報の音声による危険周知』、『②警報車での巡視、河川利用者に対する川から離れるよう注意の呼びかけ』、『③危険箇所へのバリケード配置』となります。
- ・本計画地では、利用者を安全に誘導するための施設（スピーカー等）を設置し、本計画地の管理主体は、ダム管理者が実施する安全対策と連携した一体的な安全対策を講じるものとします。
- ・また、降雨時におけるパトロール及び日常的には治安を保持するための安全パトロールを実施します。

ダム放流時における安全対策（案）

ダム管理者		計画地管理者
① 放流警報の音声による危険周知を徹底して行う。 音声例：「河川の水位が上昇中です。直ちに川の中、河川敷から出てください。」 時間例：30分毎	⇒	① からの連絡を受け、放流警報の音声による危険周知を徹底して行う。 音声例：「河川の水位が上昇中です。直ちに川の中、河川敷から出てください。」 時間例：5分毎
② 下流河川を警報車で巡視し、河川利用者に対して、川から離れるように注意を呼びかける。	⇒	② 計画地内を警報車等で巡視し、河川利用者に対して、川から離れるように注意を呼びかける。
③ 危険箇所と思われる川への進入路にバリケードを配置する。	⇒	③ 危険箇所に残っている河川利用者に対して、退避するよう誘導する。

## ダム放流と放流警報①【相模川（城山ダム）】

区 分	内 容
1. 放流	(1) 予備放流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非洪水期間で予備放流水位を超えている場合に放流</li> <li>・ 毎秒 1,500 立方メートルの水量を限度として放流</li> </ul>
	(2) 洪水調節 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流入量が毎秒 1,500 立方メートル～4,100 立方メートルまでの間で増加している場合、毎秒<math>((\text{流入量}-1,500) \times 0.58 + 1,500)</math>立方メートルの水量を放流</li> <li>・ 流入量が毎秒 4,100 立方メートルを超えた時以降は、流入量が毎秒 3,000 立方メートルに等しくなる時まで、毎秒 3,000 立方メートルの水量を放流</li> </ul>
2. 洪水警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1警戒体制：放流量が毎秒 100 立方メートル未満と予測される場合</li> <li>・ 第2警戒体制：100 立方メートル以上、1,500 立方メートル未満と予測される場合</li> <li>・ 第3警戒体制：1,500 立方メートル以上と予測される場合</li> </ul>
3. 放流警報	(1) スピーカー及びサイレンによる警報 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒区間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放流量が毎秒 100 立方メートル未満：ダム～海老名までの区間</li> <li>・ 放流量が毎秒 100 立方メートル以上：ダム～相模川河口までの区間</li> </ul> </li> <li>② 警報時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城山ダム及び小倉警報所：放流開始約 30 分前及び 10 分前</li> <li>・ 葉山島警報所から下流：放流開始後順次</li> </ul> </li> <li>③ 警報内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴</li> </ul> </li> </ul>
	(2) 電光掲示板及び赤色回転灯による警報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムゲートからの放流期間中：ダム～相模川河口までの区間を点灯</li> </ul>
	(3) 警報車による警報 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒区間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放流量が毎秒 100 立方メートル未満：ダム～海老名までの区間</li> <li>・ 放流量が毎秒 100 立方メートル以上：ダム～相模川河口までの区間</li> </ul> </li> <li>② 警報時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放流開始前約 40 分前に城山ダム管理事務所を出発</li> </ul> </li> </ul>

## ダム放流と放流警報②【中津川（宮ヶ瀬ダム）】

区 分	内 容
1. 放流	(1) 予備放流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非洪水期間で予備放流水位を超えている場合に放流</li> <li>・ 毎秒 100 立方メートルの水量を限度として放流</li> </ul>
	(2) 洪水調節 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水期：制限水位において、毎秒 100 立方メートルの流量を放流</li> <li>・ 非洪水期：予備放流水位において、毎秒 100 立方メートルの流量を放流</li> </ul>
	(3) フラッシュ放流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川環境の改善を目的とし、3月下旬（鮎の放流時期）と10月中旬（中津川の流量が少なくなる時期）の年2回実施。</li> <li>・ ピーク流量：毎秒 100 立方メートル ピーク継続時間：1～3時間</li> </ul>
2. 洪水警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風が中心が東経 132 度から 141 度の範囲において、北緯 30 度に達して、接近するおそれのある場合</li> <li>・ 宮ヶ瀬ダム流域内の総雨量が 100 ミリメートルを超えると予測される場合</li> <li>・ 貯水位が、制限水位を超えると予測される場合</li> </ul>
3. 放流警報	(1) 警報局からの吹鳴及び放送による周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒区間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダム及び津久井導流路から放流開始：石小屋警報局</li> <li>・ 放流により下流で急速な水位上昇が生じると予測される場合：石小屋警報局～本厚木警報局に至る警報局</li> </ul> </li> <li>② 警報時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各警報局地点の水位の上昇が生じると予測される約 30 分前</li> </ul> </li> <li>③ 警報内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイレン又はスピーカーによる擬似音の吹鳴の後に放送</li> </ul> </li> </ul>
	(2) 警報車による警報 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒区間（前述の①と同様）</li> <li>② 警報時期（前述の②と同様）</li> <li>③ 警報内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報車に設置したスピーカーによる放送</li> <li>・ 必要に応じて警報車に設置したサイレンの吹鳴</li> </ul> </li> </ul>